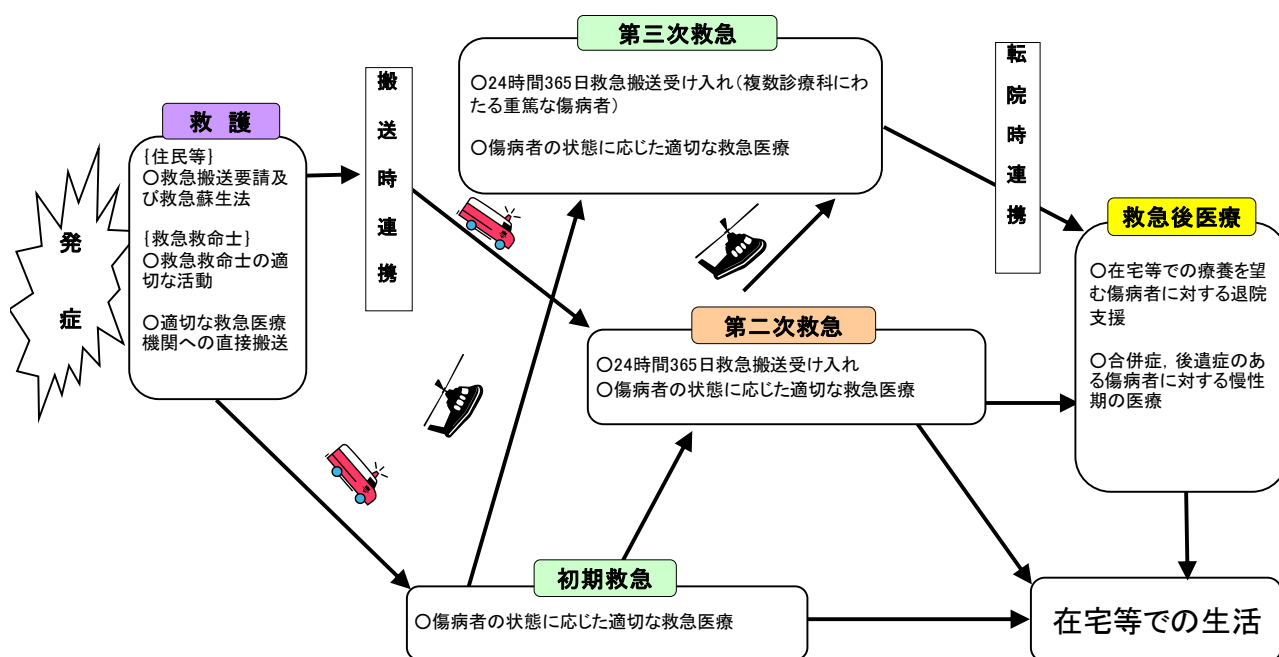


【図表資-5-226】熊毛保健医療圏 救急医療の医療連携体制図

救急医療連携体制図



[熊毛支庁作成]

【図表資-5-227】熊毛保健医療圏における医療機能の基準（救急医療）

◎救護

- ・消防機関による適切な医療機関への搬送。

◎初期救急医療

- ・休日又は夜間における日常的疾病，けが等の救急患者に対応できる。

◎第二次救急医療

- ・休日又は夜間における入院医療を必要とする重症患者に対応できる。

◎第三次救急医療

- ・24時間診療体制で心筋梗塞，頭部損傷，脳卒中等の重篤救急患者に対応できる。

[熊毛支庁作成]